

平成17年度国立大学法人豊橋技術科学大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人豊橋技術科学大学役員給与規程により、期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長が、その職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	国家公務員の指定職俸給表を準用し、平成17年12月分給与より本給を1,069,000円から1,065,000円に改定した。また、12月期の期末特別手当の支給割合について100分の170から100分の172.5に改定した。
理事	国家公務員の指定職俸給表を準用し、平成17年12月分給与より本給を991,000円から988,000円に改定した。また、12月期の期末特別手当の支給割合について100分の170から100分の172.5に改定した。
理事(非常勤)	改定なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	千円	千円	千円	就任	退任
法人の長	17,956	12,812	5,144	0 ()		
理事 (2人)	33,819	23,760	9,541	98 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)		
理事 (非常勤) (1人)	1,440	1,440	0	0 ()		
監事 (0人)				()		
監事 (非常勤) (2人)	2,400	2,400	0	0 ()		

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事A	千円	年 月			該当者なし
監事A	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

業務の内容、方法を見直し、効率化、合理化を推進し、常勤職員数の適正な管理を行い人件費の抑制に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、特別昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定については、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇格・降格	昇格：勤務成績が良好であり、かつ、別に定める昇格基準に達した職員を上位の級に昇格させることができる。 降格：勤務実績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。
昇給	原則、1年間良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる
特別昇給	勤務成績が特に良好である場合には、2号給上位の号給まで昇給させることができる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

・国家公務員の俸給表を準用し、平成17年12月分給与より本給を平均0.3%引き下げ改定。
・配偶者に係る扶養手当の支給月額を平成17年12月分より13,500円から13,000円に引き下げ改定。

・勤勉手当の支給割合を平成17年12月期より以下のとおり100分の2.5引き上げ改定。

一般職員	100分の70	100分の72.5
特定幹部職員	100分の90	100分の92.5
再雇用職員	100分の35	100分の37.5

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

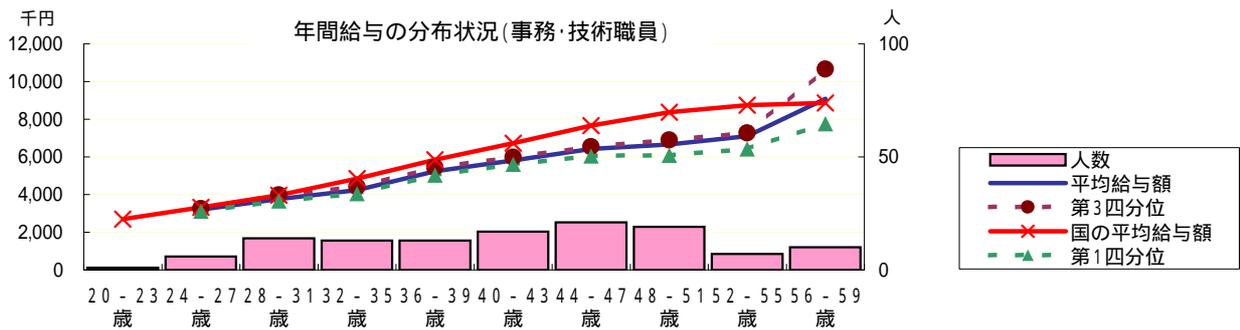
区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	317人	45.2歳	7,664千円	5,509千円	107千円	2,155千円
事務・技術	121人	42.4歳	5,896千円	4,307千円	124千円	1,589千円
教育職種 (大学教員)	195人	46.8歳	8,772千円	6,263千円	97千円	2,509千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1人					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	1人					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	1人					
再任用職員	1人					
事務・技術	1人					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
非常勤職員	3人	34.5歳	5,528千円	4,241千円	120千円	1,287千円
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	3人	34.5歳	5,528千円	4,241千円	120千円	1,287千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手である。

注3:常勤職員の技能・労務職種、任期付職員の教育職種(外国人教師等)及び再任用職員の事務・技術については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))〔在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, まで同じ。〕



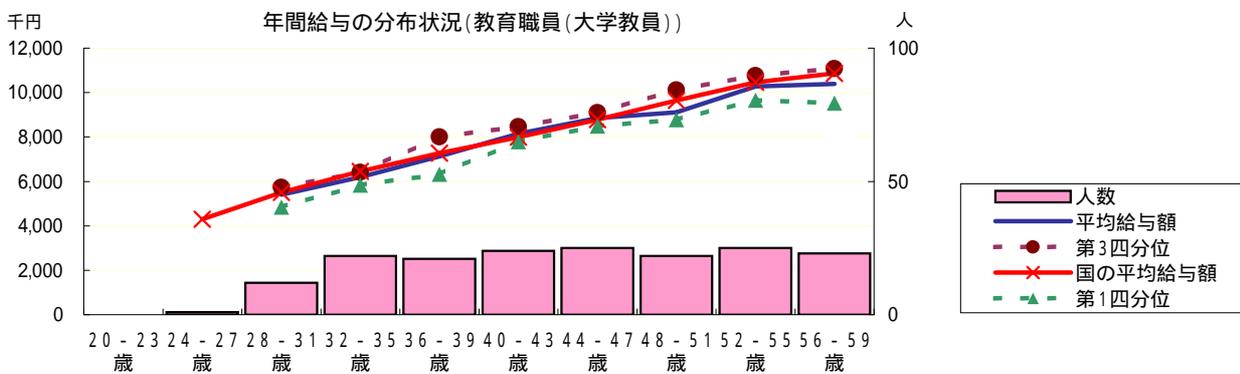
注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, まで同じ。

注2: 年齢20～23歳の該当者は1人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
課長	6	54.0	8,735	9,005	9,313		
課長補佐	8	52.3	6,893	7,238	7,471		
係長	53	45.9	5,892	6,211	6,506		
主任	14	42.6	5,063	5,396	5,784		
係員	37	31.9	3,546	3,968	4,229		

注: 当法人における局長1人及び部長2人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載を省略した。



注: 年齢24～27歳の該当者は1人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	75	55.5	10,128	10,569	11,080		
助教授	68	45.6	8,115	8,515	8,877		
講師	10	40.3	7,422	7,743	8,008		
助手	36	34.7	5,719	5,928	6,177		
教務職員	6	35.5	4,675	4,845	5,330		

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	121人	該当なし (%)	1人 (0.8%)	該当なし (%)	2人 (1.7%)	6人 (5.0%)
年齢 (最高～最低)		～	～	～	～	59～46
所定内給与年額 (最高～最低)		～	～	～	～	7,085 ～6,008
年間給与額 (最高～最低)		～	～	～	～	9,553 ～8,281

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 課長補佐	課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)		2人 (1.7%)	9人 (7.4%)	65人 (53.7%)	29人 (24.0%)	7人 (5.8%)
年齢 (最高～最低)		～	56～48	58～37	39～27	28～22
所定内給与年額 (最高～最低)		～	5,285 ～4,365	5,170 ～3,612	3,591 ～2,362	2,582 ～2,028
年間給与額 (最高～最低)		～	7,471 ～6,089	7,205 ～5,032	4,821 ～3,253	3,454 ～2,725

注: 9級における該当者が1人, 7級・5級における該当者が2人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	助教授	講師	助手	教務職員
人員 (割合)	195人	該当なし (%)	75人 (38.5%)	68人 (34.9%)	10人 (5.1%)	36人 (18.5%)	6人 (3.1%)
年齢 (最高～最低)			64～43	63～33	47～35	51～30	49～27
所定内給与年額 (最高～最低)			8,902 ～5,904	6,998 ～4,598	6,017 ～5,225	5,246 ～3,545	4,063 ～2,916
年間給与額 (最高～最低)			12,974 ～8,273	9,868 ～6,322	8,408 ～7,214	7,222 ～4,762	5,672 ～3,971

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.9%	65.3%	64.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.1%	34.7%	35.8%
	最高～最低	46.1～32.1%	39.4～30.0%	42.7～31.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9%	68.2%	67.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.1%	31.8%	32.9%
	最高～最低	39.2～31.2%	37.9～29.0%	37.2～30.1%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.3%	66.4%	64.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.7%	33.6%	35.1%
	最高～最低	40.0～32.9%	37.5～30.8%	38.7～31.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.5%	68.8%	67.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.5%	31.2%	32.3%
	最高～最低	40.0～31.6%	37.5～29.5%	38.7～30.5%

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

87.1

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

100.1

(教育職員(大学教員))

对国家公務員(平成15年度の教育職(一))

97.9

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

96.6

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
給与, 報酬等支給総額 (A)	千円 2,841,531	千円 2,871,640	千円 (%) 30,109 (1.0)	千円 (%) 30,109 (1.0)
退職手当支給額 (B)	千円 104,241	千円 185,392	千円 (%) 81,151 (43.8)	千円 (%) 81,151 (43.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 292,903	千円 260,635	千円 (%) 32,268 (12.4)	千円 (%) 32,268 (12.4)
福利厚生費 (D)	千円 366,632	千円 362,214	千円 (%) 4,418 (1.2)	千円 (%) 4,418 (1.2)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 3,605,307	千円 3,679,881	千円 (%) 74,574 (2.0)	千円 (%) 74,574 (2.0)

総人件費について参考となる事項

- 給与, 報酬等支給総額及び最広義人件費の前年度からの主な増減について
異動状況の人数は1月を1/12人で計算している。
給与, 報酬等支給総額 - 事務・技術が 1.50人, 大学教員が 3.25人の減
退職手当支給額 - 事務・技術が 6人, 大学教員が 1人の減
非常勤役職員等給与 - 日々雇用職員が2.34人増
退職手当支給者(日々雇用職員)が2人増
派遣職員が14.25人増
福利厚生費 - 各保険率(共済組合(長期, 介護), 社会保険, 労働保険)の増加による。
介護保険該当者(40歳以上)の増加
事務・技術 4名, 大学教員 7名
非常勤職員の社会保険加入者(日々雇用職員) 2名増加
- 行革推進法, 「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
・効率的な管理運営を行うこと等により, 管理経費の抑制に努める。
・「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ, 人件費削減を行う。
中期計画において設定した削減目標, 国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
・総人件費改革の実行計画を踏まえ, 平成17年度の人件費予算相当額(法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出)から, 平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
基準年度(平成17年度)の給与, 報酬等支給額及び人件費予算相当額
・「給与, 報酬等支給額」 2,841,531千円
・「人件費予算相当額」 2,970,583千円
- その他参考となる事項について
「非常勤役職員等給与」においては, 受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため, 財務諸表附属明細書の「(12)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

法人が必要と認める事項

特になし